

資源集団回収制度に参加しませんか





資源集団回収奨励金制度の概要

自治会、婦人会、子ども会その他の和歌山市民が組織する営利を目的としない団体が、かん、びん、ペットボトル、紙、布などの資源を集めて、直接リサイクル事業者へ売却する制度で、この回収量に応じて市から奨励金を交付します。

平成 24 年 4 月 1 日から奨励金の上限が 6 万円から 20 万円になりました。

改定の内容（平成 23 年 1 月 1 日から適用）

現行		改定後	
★回収品目	紙類、布類、金属類、びん類、ペットボトルの全ての品目を回収する	A（紙類と布類）グループ 	全品目または、A、B どちらか一グループだけでも OK
		B（金属類、びん類、ペットボトル）グループ 	

★ 現行の制度では、紙類、布類、金属類、びん類、ペットボトルの全品目を回収することが登録の条件となっていました。改定後は **A（紙類と布類）グループ**、または **B（金属類、びん類及びペットボトル）グループ** のどちらか一方の登録でも実施できるようになりました。

（ただし、A（紙類と布類）グループのみで登録された場合は、金属類、びん類、ペットボトルを回収した分についての奨励金は適用されません。その逆も同様です。）

☆奨励金額 （1キログラム当たり）	紙類	2円	紙類	2.5円
	布類	4円	布類	5円
	金属類	2円	金属類 （アルミ缶）	2円 1.7円
	びん類	4円	びん類	5円
	ペットボトル	3円	ペットボトル	3円

☆ 奨励金額をそれぞれ引き上げました（上記の表参照）。

現在、独自でアルミ缶や古紙（新聞）等を回収している自治会については、市に登録後、登録されている回収事業者に買い上げてもらいます。その後、和歌山市にその回収量を申請していただくと、別途、和歌山市から回収量に応じた奨励金を交付させていただきます。

回収品目が増えることでお世話される役員様におかれましては、お手数がかかることになると思われますが、資源の大切さ、地域コミュニティの大切さを再認識する活動としてとらえた上で実践していただくことが集団回収の意味であると考えております。是非、この機会に取り組んでいただきたく、ご案内申し上げます。

制度について、詳しい登録条件、手続き等につきましては、下記、一般廃棄物課担当までご連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。



一般廃棄物課 担当：森下、阪口
TEL 073-435-1352（直通）

既に資源集団回収を実施している団体の取組例

A自治会（構成世帯数：23 世帯）

回収場所：自治会内の駐車場



回収日：毎月第4土曜日

回収量及び団体への支払金額：次の表のとおり

表 各月の回収量及び団体への支払金額

回収量 (kg)							支払金額 (円)		
	紙類	布類	金属類	瓶類	ペット ボトル	合計	事業者から の買上金額	市奨励金	合計
6月	740	50	38	50	30	908	3,950	2,046	5,996
7月	360	10	30	50	10	460	2,050	1,050	3,100
8月	440	20	30	60	30	580	2,740	1,350	4,090
9月	386	20	23	63	30	522	2,374	1,240	3,614
10月	310	70	40	0	16	436	2,267	1,028	3,295
11月	600	60	25	62	7	754	2,995	1,759	4,754
12月	430	60	22	52	10	574	2,228	1,382	3,610
1月	440	30	11	35	5	521	3,147	1,582	4,729
2月	445	10	27	50	5	537	3,584	1,692	5,276
3月	440	9	19	33	8	509	3,346	1,537	4,883
合計	4,591	339	265	455	151	5,801	28,681	14,666	43,347